

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		評価方式	総合・実績・事業	番号	6-22
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	20,952,860	1,024,854	860,408	599,113		
（ 補 正 後 ）	20,952,860	1,228,342				
前年度繰越額（千円）	124,300	414,905				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	21,077,160	1,643,247				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	2,190,085	1,146,986				
翌年度繰越額（千円）	414,905	489,400				
不用額（千円）	18,472,170	6,861				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	達成すべき目標は「景観に優れた国土・観光地づくりを推進する」とする。目標の達成度合いは、政策チェックアップに業績指標として登録されている「景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数」、「景観計画に基づき取組を進める地域の数」、「歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数」の指標値を用いて測定する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	業績指標は目標達成に向けた成果を示していることから、引き続き現在の施策を維持していく必要がある。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を受けて、引き続き現在の施策を維持していく必要があるため、必要所要額を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する					番号	6-22		政策評価結果等 による見直し額			
	(千円)											
	予 算 科 目									22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項							
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	景観形成推進費	景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費			860,408	599,113		
	小計									860,408 の内数	599,113 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの												
	小計									の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
	小計									の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
	小計									の内数	の内数	
合計									860,408 の内数	599,113 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			番号	6-22		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:都市・地域整備局総務課
 担当者(連絡先):石塚(内32-129)

評価実施時期:平成22年8月

政策名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	番号	6-22
政策の概要	良好な景観及び歴史資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。		

【評価結果の概要】

(総合的評価)

景観に優れた国土・観光地づくりの推進に向け、各施策が順調に進められており、業績指標においてもその効果が現れているところである。本政策をより広い地域において推進していくため、引き続き、地域のニーズを踏まえつつ各施策を推進していくとともに、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、本施策と併せて「景観法」の基本理念や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の基本方針等の普及啓発に取り組むことが必要である。

(必要性)

景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、景観上重要な建造物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組を国として積極的に支援することが必要であり、引き続き、各施策を講じることが必要である。

(効率性)

景観に優れた国土・観光地づくりの推進にあたっては、良好な景観の形成や歴史資産の保全と併せてその活用についても取り組むことが効果的であり、本施策では保全と活用を総合的に推進しているところである。また、地域からのニーズを踏まえ、効率的な施策の実施に向けて取り組んでいるところである。

(有効性)

良好な景観形成及び歴史資産の保全・活用に向けて、平成19年度からは景観形成総合支援事業により景観重要建造物及び樹木の保全・活用を中心とした取組を支援し、平成20年度からは歴史的環境形成総合支援事業により歴史的風致形成建造物の保全・活用を中心とした取組を支援しているところである。これらの施策により、例えば、景観法に基づく景観計画を策定し、良好な景観の形成に向けて取組を進める地域の数は、平成19年度の92団体に対して平成20年度は152団体、平成21年度は206団体に増加しており、施策目標の達成に向けて順調に推移しており、本施策は有効であると評価できる。

(反映の方向性)

・「景観法」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の国民への普及啓発

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	件	30	41	112	197	200	良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、平成19年度からその保全活用を中心とした取組を支援する事業制度(景観形成総合支援事業)を設けている。 目標においては、当初、80件としていたが、平成20年度に目標値を上回ったため、景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組によって、各地で事例が見られるものとなるよう、毎年度30件程度の指定を目指すこととし、平成23年度までに200件としている。
			18年度				23年度	

		<p>景観計画に基づき取組を進める地域の数</p> <p>19年度</p>	<p>団体</p> <p>92</p>	<p>92</p>	<p>152</p>	<p>206</p>	<p>500</p> <p>24年度</p>	<p>全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体(既に策定済・公表(告示)済みである市区町村を含む)が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。</p>
		<p>歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数</p> <p>19年度</p>	<p>団体</p> <p>0</p>	<p>0</p>	<p>10</p>	<p>16</p>	<p>100</p> <p>24年度</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体に基づき設定。なお、平成21年に行った調査では111団体であった。</p>
	<p>施政方針演説等</p>		<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>社会資本整備重点計画</p>		<p>平成21年3月31日</p>	<p>第2章に記載</p>				